

安芸市内の公民館には、大ホール面に、一面に巻くタイプのござが整備されていると思います。穴内公民館にも整備されていました。今年、穴内公民館では、公民館対抗のはし拳大会が2月11日に団体25チーム、75名の拳士が参加され、和気あいあいと開催しました。団体優勝は大平チーム、個人優勝の横綱は、スズメチームの伊ワサキユリさんでした。

安芸市議会にも出場要請があり、先鋒、小松進也副議長、中堅、私、小松 進、大将、尾原進一議長で参加し、2勝3敗の成績でございました。楽しい時間を過ごしました。

穴内公民館利用の地域の市民は、はし拳が大好きで、過去には小学生の横綱も誕生しています。老若男女が楽しんでいました。最近の4年間の開催は、J A穴内出張所さんからお借りしてきたござを使用したようです。市民の多くが集う穴内公民館にござの整備、6番、地元の徳久研二議員も数年前に要望されたと聞いておりますが、今年の整備予算があるのかお伺いいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長。

○長野信之生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えします。

まず、市内の各公民館につきましては、施設の老朽化の進展によりまして、維持管理に係る修繕費等が年々増加している状況でございまして、各公民館からの修繕の要望や、備品購入等の要望につきましても、予算や緊急性等を勘案いたしまして対応している状況でございます。

先ほど議員が言われました穴内公民館へのござの購入予算につきましても、今年度の予算につきましては、現在、割当てていない状況ではございますけれども、その代案といいますか、市民会館のほうに、巻くタイプのござが十数本ございますので、当面はそちらのほうをお使いいただくことで御対応いただきたいというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 5番 小松進議員。

○5 番（小松 進議員） 本当に、4年も、今年で5年目ぐらいになるんですか、もういつまでもやっぱり市民の声が届いておりません。やっぱり市民にとって必要な、整備していただきたい備品ですので、ぜひ引き続き御検討いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○尾原進一議長 以上で5番小松進議員の一般質問は終結いたしました。

11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） まず、ユーチューブの配信が中断されたことについて、一般質問の前置きとして申し上げます。

現在、当市における市議会定例会の様子は、事務局を確認するところによると、平成29年12月、第4回定例会からユーチューブという動画共有サービスにより全国ネットで中継・配信されているということであります。議会中継、いわゆる映像及び音声は本市議会の公式記録ではないものです。本市議会はユーチューブ運営会社とは契約関係にないため、配信が正常に視聴できない場合、または視聴することにより、何らかの損害が生じた場合にも、本市議会は一切責任を負わない。また、多くの方が同時にアクセスした場合や、ユーチューブ運営会社のメンテナンス、使用するパソコン、接続環境により、映像や音声が途切れる、または停止するなど、視聴できないこ

とがある、議会中継は予告なく終了することがあるなど、視聴に当たっての注意、免責事項があることを理解した上で、あえて申し上げる次第であります。

さて、さきの12月定例会におきまして、私が質問を始めたわずか数分後、突如として回線が切断され、約2時間における質問時間があるにもかかわらず、その後の私の質問中に復旧することなく終了してしまいました。翌日には復旧し、予定されたその後の一般質問は、全員が全て支障なく配信されております。もちろん、前日、私の前の質問者までは同様に、ほぼ配信されておりました。まさに私の質問の中継を妨害するかのように、ピンポイントで、配線に不具合が生じたわけであります。このことについて、私を支持してくださる方はもちろん、他の視聴者から問合せいただいたところでございますが、何分専門家ではございませんので、明確な御返事をできなかったところであります。ただ、私個人として腑に落ちないところは多々ございますことから、私見として申し上げます。

このたび発生しましたユーチューブによる当市議会定例会の配信中継は先述しました免責事項に含まれる、単なるユーチューブ側の機器の故障や接続問題に起因するものか、はたまたそれにかこつけ、執行部の恣意的なものによるものかはわかりません。

今回の中継配信が中断された事件について、12月25日付配達証明において、尾原進一議長及び市長に対し送付し、回答をお願いしておりましたが、案の定、両者から申し合わせたように、両者からは何ら回答はいただいております。

常日頃から議会と、執行部との関係は、一蓮託生、仲よしこよしの関係が市民の皆さん、よくわかることでしょう。両者に送付した配達証明の内容は次のようなものでした。参考のために読み上げます。

「令和元年第4回定例会一般質問のライブ中継について。12月16日会議中の私（山下正浩）の質問の最中に、ユーチューブを利用したインターネット中継が14時50分頃、突如に途切れ、コンテンツがありませんと表示され、見られなくなりました。」

○尾原進一議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 何。

○尾原進一議長 山下正浩議員。通告にありませんので、できれば簡潔にお願いします。

○11 番（山下正浩議員） だから、ほんで前置きとしてと言いうやろ。

○尾原進一議長 質問に入ってください。

○11 番（山下正浩議員） 質問はまだ先や。

○尾原進一議長 いやいや、通告にありませんので。

○11 番（山下正浩議員） ありませんやない。

○尾原進一議長 質問に入ってください。

○11 番（山下正浩議員） まず、ほんで断ちゅうやろ。

○尾原進一議長 質問じゃないです。

○11 番（山下正浩議員） 質問ばっかりせないかんということもないやろ。質問ばっかりし

たら・・・

○尾原進一議長　私の言うことを聞いてください。議長の言うことを聞いてください。

○11 番（山下正浩議員）　議長の言うことやない、こればあのこと言ゆうやろ。

○尾原進一議長　いやいや、全く通告にありませんのでね、質問に入ってください。

○11 番（山下正浩議員）　だから言いゆうやろう。わからんなあ。

○尾原進一議長　わかりませんか。

○11 番（山下正浩議員）　始めるき黙っちゃったらええやろ。

なぜ私がこのように懐疑心を抱いてしまうのか、それは原因不明であります。これまで執行部と対峙してきた私に対する、いつもの露骨な嫌がらせと思います。

議長に申し上げておきます。議員の議会での発言については、原則発言の自由が原則あります。通告に従って、順次質問を行っていきますが、質問の表題はこうです。小松文人前議長と議会事務局職員による違法・卑劣な公文書（議事録）偽造となっております。質問の要旨は、1 から11 項目と2 の1 から2 となっております。

○尾原進一議長　山下議員に申し上げます。

一般質問は安芸市議会規則第62条において、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」となっております。3月4日に提出された一般質問通告書のうち、議会運営、議会内部に関する事項については、地方自治法第109条により、議会運営委員会で調査、審査を行うこととなっておりますので、許可をできません。「新庁舎建設における新庁舎敷地内での他人に与える被害及び喫煙室設置について」のみを許可をいたします。

質問を始めてください。

○11 番（山下正浩議員）　議長ね、そう言うけどね、どの通告書ですか、今みんなに配られちゅうもんですか。それを聞きますが、通告に従って、私は質問しますと言うてある。

○尾原進一議長　認めてないです。

○11 番（山下正浩議員）　認めてないやいうて、通告書にあるやろう。

○尾原進一議長　通告書にはないじゃないですか。

○11 番（山下正浩議員）　これはあなたらが偽造したんやろう。

○尾原進一議長　勝手なことを言わんとってください。

○11 番（山下正浩議員）　言わんとってくださいやないやろう。私の本来の通告書読むんか、そうやないろ。これが本来の通告書ですよ。

○尾原進一議長　11番議員に申し上げます。ただいま、あなたが発言していることは許可をしておりますので、注意いたします。

次の質問に移ってください。

○11 番（山下正浩議員）　許可をしてないじゃないやろう。私の通告書は、これが本来のものや。

○尾原進一議長　してないです。

○11 番（山下正浩議員） してないやろう、それは偽造したんやろう。

○尾原進一議長 勝手なことを言わんとってください。

○11 番（山下正浩議員） 言わんとってくださいやないやろう。安芸市のホームページはどうなっちゃるで。ほいたら、私のこの本文の、この通告書を一回出いてくださいや。そしたら、この本来のね、私の通告書、ほいたら執行部にこれ、配付してくれますか。ようしますか、偽造がばれますよ。

○尾原進一議長 私の言うことに従ってください。

○11 番（山下正浩議員） 従えるはずないやろう、そっちはむちゃなこと言うやろう。

○尾原進一議長 再度注意いたします。11番、山下正浩議員に申し上げます。ただいま、あなたが発言していることは許可をしておりますので、重ねて注意を申し上げます。

○11 番（山下正浩議員） 私がもろうたんはこれですよ、何を言いゆんかね。

そしたらこれをね、3月4日に提出しちゅうんよ。これをね、1から11まで、全部これをね、削除して改ざんしたが、今のみんなが持つておる通告書やないですか。

○尾原進一議長 11番議員に申し上げます。改ざんではないです。

○11 番（山下正浩議員） 何。

○尾原進一議長 3月4日の通告に基づいて、議員協議会を開いて、皆さんにもお諮りをしておりますので。

○11 番（山下正浩議員） 議員協議会ら開いてないですよ。

○尾原進一議長 議会運営委員会を。

○11 番（山下正浩議員） 議会運営委員会はそれが決定できますか。

○尾原進一議長 訂正します。議会運営委員会を開催をして、そして結果がこういうことになっておりますので。

○11 番（山下正浩議員） だったら、議会運営委員会でこの前の通告書に対してね、できますか、そんな決定が。

○尾原進一議長 議長とそんな小理屈を言わんとってください。

○11 番（山下正浩議員） 小理屈は自分が言いゆんと違うかね。

○尾原進一議長 もう一度言います。山下正浩議員に申し上げます。先ほど来、私が注意してきましたが、これに従わないので、発言を禁止をいたします。

○11 番（山下正浩議員） 禁止するてよ、それやったら法を。

○尾原進一議長 禁止をいたします。

○11 番（山下正浩議員） ちゃんと法で示さないかんじゃやろ。

○尾原進一議長 もうえいです。

○11 番（山下正浩議員） えいですやないやろう。どうしていかんがか。法で示してくださいや。

○尾原進一議長 もう一度言います。退場を命じたいと思います。退場してください。

○11 番（山下正浩議員） 退場を命じたって、自分が退場したらええやろ、ほら。

○尾原進一議長 何を言いますか。

○11 番（山下正浩議員） 秩序を乱しゆうがは議長、あなたやろう。一般事務というものはどんなものですか、ほいたら。

○尾原進一議長 もう認めません。退場してください。

○11 番（山下正浩議員） こっちも認めません。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午後1時

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 異議があるそうですので、採決をいたします。

藤田議員、ちょっと内容を説明してください。

○4 番（藤田伸也議員） 今回の件ながですけども、先ほど、議会運営委員会のほうで話取りまとめたように、山下議員に退場命令を下した件です。ですから、休憩中に退場云々のやり取りがあったもんですから、議会開催した後にしっかり山下議員のほうに退場命令、理由を述べて退場命令をしていただきたいというのが議運で取りまとめた話なんで、そのまま、この会が終わるのではなくて、本議会が始まった後に山下議員のほうに理由と退場命令を議長のほうから出して、本会議を延期するということをお願いしたいと申し上げます。

○尾原進一議長 ほかに御異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに御異議がなければ、終結いたします。

それでは、ただいまの動議は藤田議員から議会運営委員会についての動議が出されましたので、所定の賛成者がありますか。

（「動議やない」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ありますので動議は成立しました。

（発言するものあり）

○尾原進一議長 異議がありましたので。

（「動議じゃない、異議よ」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 異議がありましたので成立しました。

それでは、起立により採決をしたいと思います。

（「その動議に対して採決」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 異議ありのことについての賛成の方の起立を求めます。

（「動議に対しての採決ですね」「異議でしょ」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　修正しました。異議ありの、その採決をしますので、異議ありの賛成の方の起立を求めます。

（「延会やなくて」「延会やないが」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　ちょっと休憩します。

休憩　午後1時3分

再開　午後1時3分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

異議がありますので、採決によって決めたいと思います。

それでは・・・

（「何を決めるが」「延会を決めるがやね」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　わかりました、すみません、もとい。

延会についての賛否を採りたいと思います。

延会に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数でありますので。

（「動議に対してよ」「先に動議をせんといかんのじゃないが」「動議じゃないやんか」

「異議ありますか言うきん、御異議あり言うて、御異議がありますので・・・」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　それでは、多数の延会ということでございますので、それに決しました。

（「賛成やけども、一言言うてくださいながやろ」「本会議中に退場命令をするべきや」という意見を異議申し立てをした」「休憩中でなくて」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　先ほど言いました。

（「本会議で退場命令したらえいことやろ」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　それでは、御異議なしと認めますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって本日の一般質問はこの程度にとどめることとし、明日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会　午後1時5分